

「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関するQ & A」の改訂等について

以下の1から3までについて、改訂等を行いました。

- 1 「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関するQ & A（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する対象会計年度対応分）」について、以下の改訂を行いました。

○ 次のQ & Aについて改訂を行いました。

Q16(3) 我が国のIIR施行前に他の国又は地域で移行期間CbCRセーフ・ハーバーの適用を受けていない場合のIIR施行後の移行期間CbCRセーフ・ハーバーの適用関係

- 2 「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関するQ & A（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する対象会計年度対応分）」について、以下の改訂を行いました。

○ 次の項目を追加しました。

Ⅸ SbS セーフ・ハーバーについて【令和8年1月1日以後開始対象会計年度】

○ また、次のQ & Aについて改訂を行いました。

Q19(3) 我が国のIIR施行前に他の国又は地域で移行期間CbCRセーフ・ハーバーの適用を受けていない場合のIIR施行後の移行期間CbCRセーフ・ハーバーの適用関係

- 3 令和7年度及び令和8年度の税制改正を踏まえ、令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度対応分の「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等に関するQ & A」を新設しました。